

## 対象要件

- 公道かつ整備促進路線※1
- 交差点間または道路の交差点からおおむね30m以上を一体的に整備できる
- 地域まちづくりグループに登録※2

※1 横浜市狭い道路の整備の促進に関する条例で指定 ※2 横浜市地域まちづくり推進条例に基づく登録

## 完成後の維持管理

- 後退用地の維持管理は、市が行います。※3
  - 移設した塀等の施設は、土地所有者で維持管理をしていただきます。
- ※3 整備後に土地所有者の意向で形状変更等が行われた場合には対応しません。

## 注意事項

- 対象路線沿道の土地所有者の同意状況によっては市で工事することができない場合があります。
- 次の場合は市で工事することができません。
  - ・建物が後退線より道路側に越境している
  - ・道路と敷地の高低差が著しい
  - ・その他、市で施工することが困難な場合等

## 路線型整備のおおまかな流れ

要する期間(目安)※4	路線型整備活動団体	横浜市
4年	1年	事前相談・グループ登録・地域への説明等
	1年	測量
	1年	戸別訪問(測量成果の説明)
	1年	設計
	1年	戸別訪問(工事内容の説明)
	1年	工事
	1年	竣工

※4 要する期間は目安であり、対象路線沿道の土地所有者の同意状況や、工事の調整状況によって前後します。

## 問合せ先

横浜市建築局企画部建築防災課

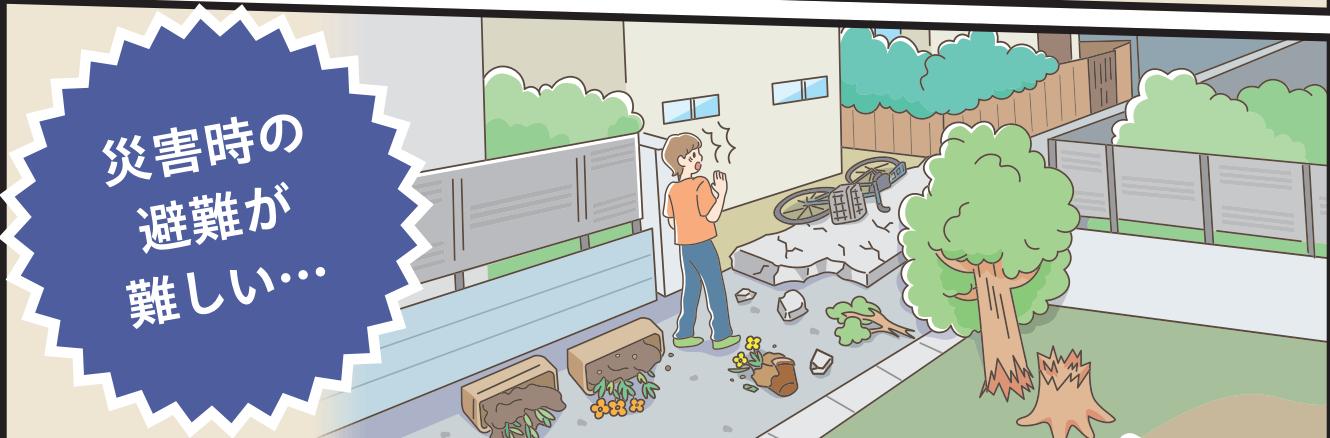
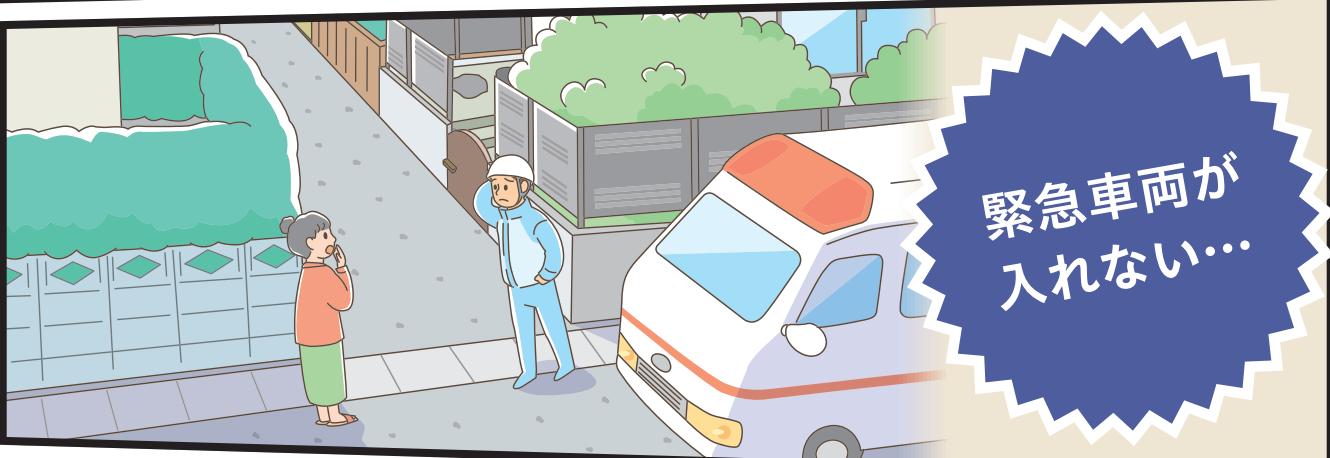
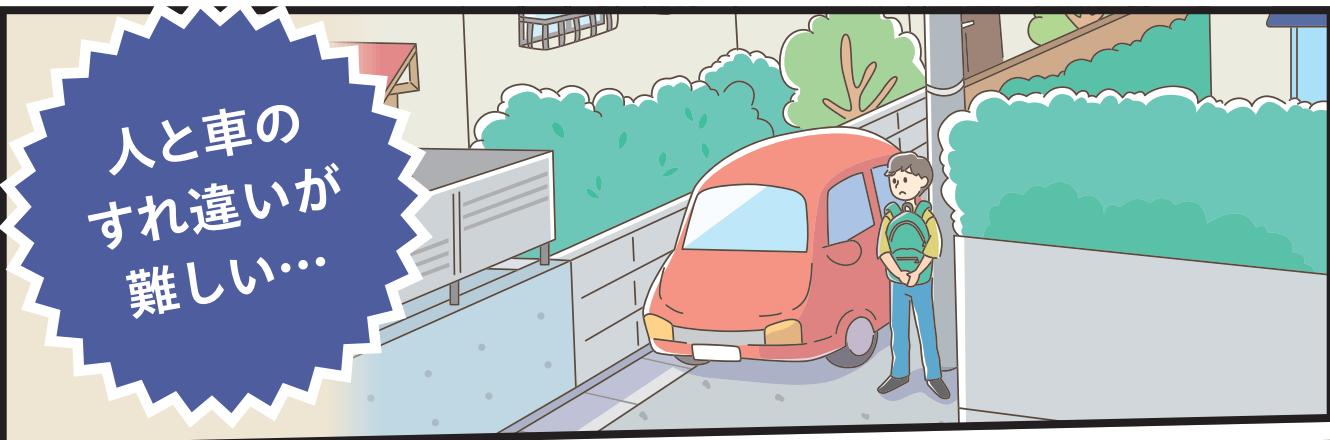
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 25階

TEL:045-671-4544 FAX:045-663-3255

担当

令和6年11月発行

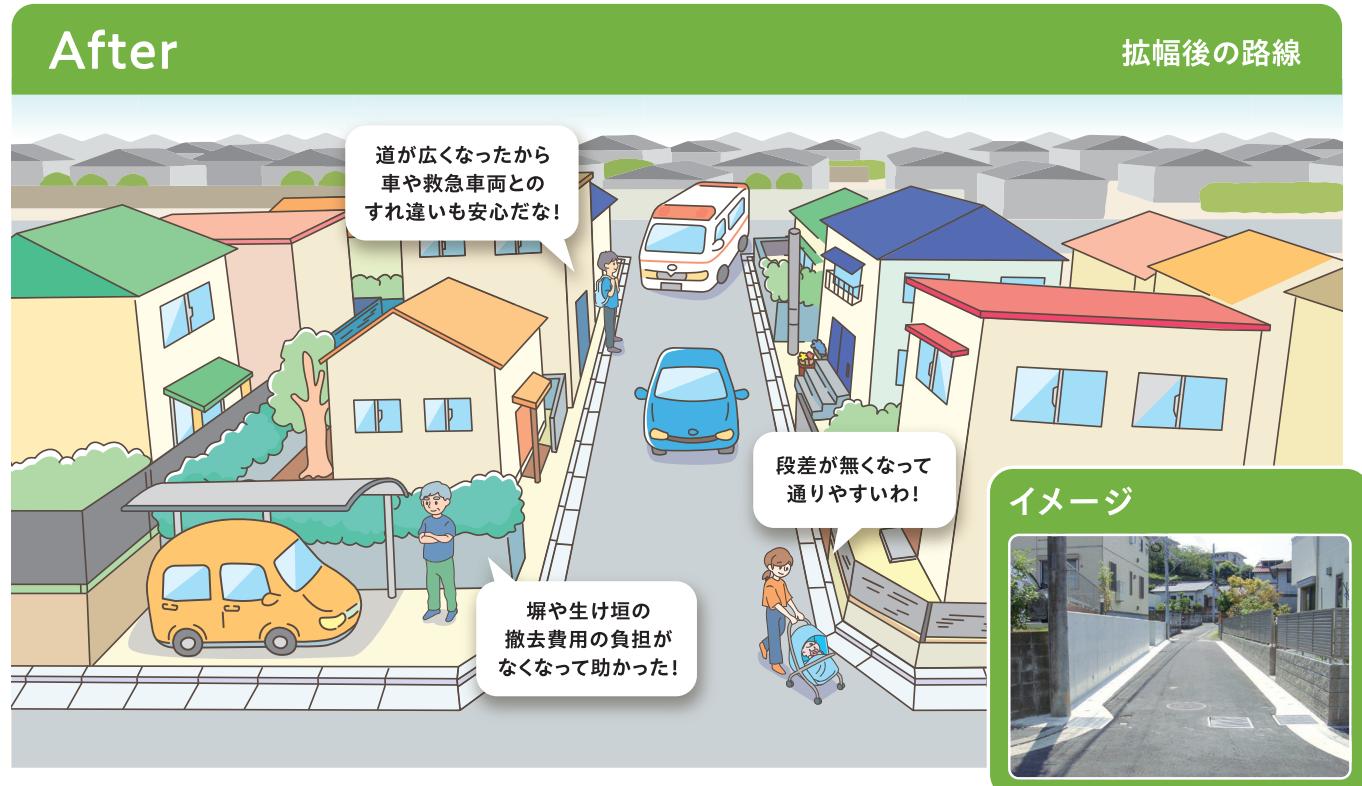
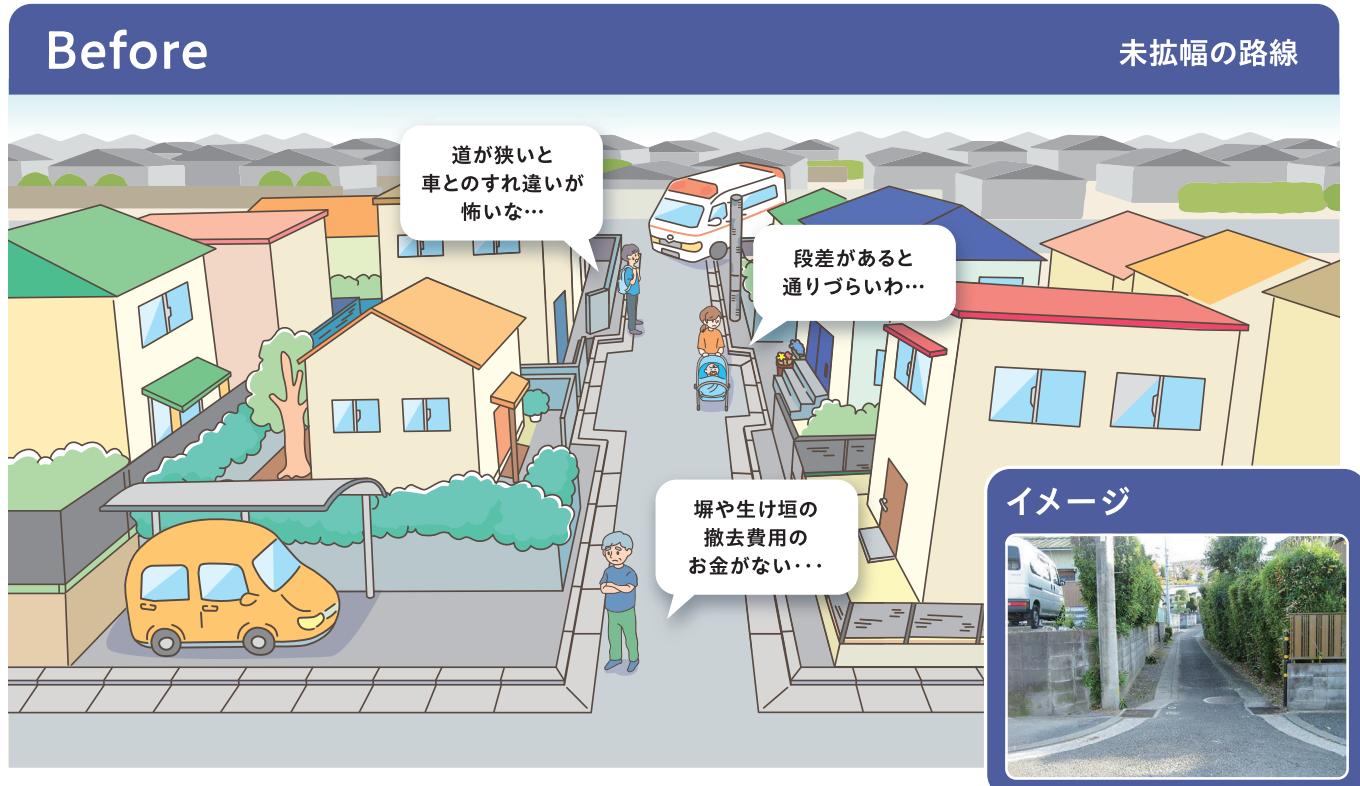
# 狭い道のままだと 危険がたくさん!



安全なまちづくりについて一緒に考えませんか

横浜市建築局

# みんなさまのご協力によって 安全なみちがつくれます /



こんなお困りごとが  
解決できる  
かもしれません※

災害時に緊急車両が家の前まで  
来られるかな…

!  
解決方法

後退用地の道路状整備や電柱  
の移設等により、緊急車両が通  
行しやすくなります。



古いブロック塀があって  
事故にあわないか不安…

!  
解決方法

道路の中心から2mの範囲に  
ある塀等の支障物は除去し、  
必要に応じて移設もできます。



後退整備しなければいけないから  
整備したいけど工事費用が…

!  
解決方法

市が工事を実施するため、地域  
や土地所有者の皆さんに工事費  
用の負担はございません。



道路に段差があってベビーカーが  
通りづらい…

!  
解決方法

後退用地を段差のない道路状  
整備することで、車椅子やベ  
ビーカーが通りやすくなります。



側溝の蓋がガタついていて  
車が通るたびにうるさいな…

!  
解決方法

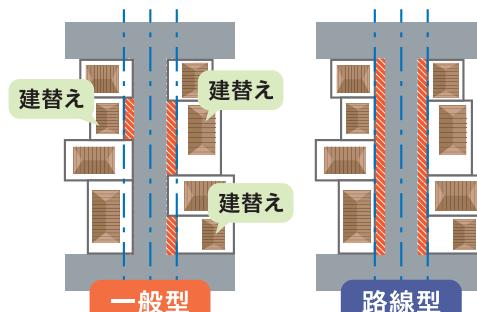
道路の側溝も含めて工事を実  
施することで、車が通行する際  
の騒音も緩和されます。



※敷地周辺の状況によって工事ができない場合があるなど、お困りごとが解決できない可能性もございます。あらかじめご了承ください。

## 路線型整備とは？

横浜市では、条例で指定した整備促進路線で、地域のみなさまから「狭い道路を路線で一体的に拡幅したい」という、ご要望をいただいた場合に、その整備に向けた支援や拡幅部分の工事「路線型整備」を実施しています。みなさまで狭い道路を拡幅し、安全なみちをつくりませんか。



路線で  
一體的に整備  
↓  
拡幅の効果  
高↑

## 路線型整備事業の内容

土地所有者の皆様に工事費用の負担はございません

交差点間等一定のまとまりのある区間で道路の中心から2mの範囲の…

- 1 塀等の支障物の  
除去・移設※1
- 2 樹木の  
伐採※2
- 3 電柱の  
移設工事の調整
- 4 道路状整備

を市が行います。

※1 移設前と同等の仕様の範囲になります。※2 樹木は伐採のみ、移植はできません。